

ガバメントクラウド運用管理補助者業務
仕様書（構築）

令和 8 年 9 月

奈良市

総合政策部 DX 推進課

内容

1. 目的.....	3
2. 全体概要.....	3
3. 利用権限付与	3
4. 補助者の利用上の義務.....	3
5. ガバメントクラウド利用方針.....	4
6. ガバメントクラウド運用管理補助業務	4

1. 目的

本市がガバメントクラウドを利用するにあたり、「地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウドの利用について」に基づいたガバメントクラウド環境の構築等を行い、本業務で調達する申請管理システム（以下、「本システム」とする。）が利用するための環境を整えるとともに、移行後の安定稼働を実現することを目的とする。

2. 全体概要

本市が採用する Cloud Service Provider（以下「CSP」という。）は「AWS」とし、本業務におけるガバメントクラウド運用管理補助者（以下「補助者」という。）の管理範囲は、本システムの利用アカウント内とする。なお、別紙 1「申請管理システム構築業務仕様書」にも一部補助者業務を含んでいることに留意すること。

3. 利用権限付与

本市は、デジタル庁より付与されたクラウドサービス等の利用権限について、本業務に係る全部又は一部を、補助者に対し、本業務の遂行のために付与する。

4. 補助者の利用上の義務

- ・補助者は、奈良市個人情報取扱特記事項 第 3 条の作業責任者等の届出の通り、本業務の遂行を担当する作業責任者及び作業従事者を指定し、本業務開始前に本市に対し報告する。補助者は、事前に奈良市個人情報取扱特記事項添付の作業責任者等変更報告書（様式第 2 号）により本市に報告しなければならない。

- ・補助者は、前項の担当者以外の者にクラウドサービス等を利用、運用管理をさせてはならない。

- ・補助者は、担当者を含む補助者の作業責任者及び作業従事者の行為により本市に対して損害が生じた場合、損害を賠償する責任を負う。

5. ガバメントクラウド利用方針

・利用方式

本業務におけるガバメントクラウド利用方式は共同利用方式とする。

ただし、運用面、費用面等において単独利用方式の方が効果的である場合は、協議の上、利用方式を決定する。

・利用アカウント

補助者は運用管理に必要となるガバメントクラウド環境の運用管理アカウント及び本番アカウント（ネットワーク管理）の利用権限が付与される。ガバメントクラウドの方針により各環境への接続時には多要素認証（以下「MFA」という。）が必須であり、本番環境及び本番相当環境のアカウントにアクセスする場合は、その MFA はハードウェアデバイスを用いたものでなければならない。また、CSP 環境の管理インターフェースへのシングルサインオン（SSO）に際して、アクセス元制御を実施するため、CEP ライセンスが必要となる。

・ロケーション

東京リージョンをメインサイトとし、大阪リージョンをバックアップサイトとする。

6. ガバメントクラウド運用管理補助業務

ガバメントクラウド運用管理補助業務を以下に記載する。なお、追加で対応が必要な業務が発生した場合（デジタル庁からガバメントクラウド運用管理補助者が実施すべき業務について通知があった場合等）についても対応を実施すること。

6.1 運用管理機能に係る設計・構築業務

6.1.1 ガバメントクラウド構成

本契約締結後、補助者は以下の情報を速やかに本市に提示すること。

- ・ 利用開始年度のクラウドサービス利用料（USD 建て）
- ・ CSP 料金見積りツールによる計算結果を保存した URL
- ・ 環境構成図
- ・ ガバメントクラウド利用方式（単独利用方式/共同利用方式）
- ・ 利用開始予定年月
- ・ 本番稼働予定年月
- ・ 移行計画チェックシート

なお、デジタル庁がガバメントクラウドに関する情報提供や問い合わせ窓口として整備している GCAS (Government Cloud Assistant Service) を利用する場合、GCAS の利用に必要な作業を行うこと。

6.1.2 CEP ライセンス管理

補助者は CSP 環境の管理インターフェースへの SSO に際して、アクセス元制御を実施するため、Google 社が提供する Chrome Enterprise Premium (CEP) に関して、補助者必要数分の把握、GCAS アカウント紐づけ作業及びライセンス管理を実施すること。詳細な作業内容については、GCAS ガイド「ガバメントクラウド手続き概要 (全編)」を参照すること。

6.1.3 費用按分情報の登録

共同利用方式を採用しているアカウントに関する費用按分情報の登録を補助者にて実施すること。

6.1.4 ユーザー設計

補助者は運用管理アカウントに関するユーザー及びその権限の設計管理を行うこと。なお、GCAS アカウントによる各 CSP 環境への SSO が可能になるため、CSP 環境内でユーザー作成は禁止されている。GCAS アカウントに関する手続等は GCAS ガイド「ガバメントクラウド手続き概要 (全編)」を参照すること。

6.1.5 必須適用テンプレートの適用

必須適用テンプレートにより、予防的統制や発見的統制、セキュリティ監視情報収集の設定等、ガバナンスに関する設定が適用される。補助者は環境払出し後に手順に従って実行すること。また、環境構築後においても、テンプレート更新等の理由により払い出されたガバメントクラウド環境に対して再度テンプレート適用が必要な場合がある。補助者は再実行の際には、予めデジタル庁より利用する情報システムに対して GCAS ガイド等で案内された手順に従い対応すること。

6.1.6 ネットワーク設計・構築

- ・ 補助者環境からの接続

補助者拠点からの接続は、本市の定める情報セキュリティポリシーに従うこと。また、構築中は原則認められない。

6.1.7 その他

運用保守作業については本調達範囲外だが、別途契約の「申請管理システム運用保守業務委託契約」を見据えて構築すること。